

公益社団法人全国柔道整復学校協会

令和4年度学校運営改善等事業助成金交付要綱取扱細則

(目的)

第1 この取扱細則は、公益社団法人全国柔道整復学校協会学校運営改善等事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2の規定に基づき、柔道整復学校協会が実施する教員研修会のための研究事業に関する助成金に係る事務の適正な執行を図るため、要綱に定めるもののほか助成金の交付に必要な事項を定める。

(助成金の対象経費)

第2 要綱第2に規定する助成金で、柔道整復師の養成施設及び柔道整復科を設置する大学又は短期大学の養成施設（以下「養成学校」という。）の教職員を対象として、次の（1）～（6）に該当する経費とする。

（1）柔道整復師の職域に関する分野

- 1) 柔道整復学の発展に寄与する研究
- 2) スポーツ分野における柔道整復のあり方に関する研究
- 3) 介護分野での柔道整復師の活動に関する研究
- 4) 運動器リハビリテーションにおける柔道整復師のあり方に関する研究
- 5) 生理学
- 6) 救急医学
- 7) その他

（2）柔道整復師の教育に関する分野

- 1) 基礎医学研究
 - a. 解剖学 一般
 - b. 生理学 一般
 - c. 病理学 一般（実験病理学を含む）
 - d. 衛生学・公衆衛生学
- 2) 専門基礎分野における教育法の開発研究
- 3) 専門分野における教育法の開発研究
- 4) 教育効果の判定法の開発研究
- 5) その他柔道整復教育に寄与する研究

（3）柔道整復教育器材の開発に関する分野

- 1) 柔道整復実技に関する教育器材の開発
- 2) 専門基礎分野に関する教育器材の開発
- 3) 柔道整復学教育プログラムの開発
- 4) その他教育器材の開発

(4) 養成学校の学生の動向に関する分野

- 1) 養成学校の学生の意識に関する調査研究
- 2) 養成学校の学生の実態に関する調査研究
- 3) 養成学校の学生の卒後動向に関する調査研究
- 4) 柔道整復師に対する社会ニーズに関する研究
- 5) 医療機関における柔道整復師の実態に関する調査研究
- 6) その他

(5) 養成学校の学生募集に関する分野

- 1) 養成学校の受験生の意識に関する調査研究
- 2) 養成学校に対する社会意識に関する調査研究
- 3) 効果的プレゼンテーションの研究開発

(6) その他の研究

(7) その他

- 1) 要綱第6に規定する対象経費の範囲は、養成学校を単位として適用する。なお、助成年度の5月1日現在、学生生徒のいない養成学校並びに助成年度に入学する生徒の募集を停止した養成学校は除く。
- 2) 購入（自己所有）とならないもの（リース契約は除く。）及び養成学校の次年度新設のための機器等で、当該年度に使用しない機器等は除く。
- 3) パソコン及びその関連品とは、パソコン、プリンタ及びサーバをいう。
- 4) 応募者が所属する施設の間接経費、一般管理費は助成の対象外とする。
- 5) 教員研修会での研究発表等に係る旅費等は、自己負担とし、助成対象外とする。

(対象事業期間)

第3 研究助成の対象事業期間は、申請年度の4月1日から翌年3月末日とする。

(研究助成事業の応募資格等)

第4 応募資格等については、次のとおりとする。

- (1) 養成学校に所属する個人又はグループとする。
ただし、養成学校の所属施設長の承諾を要すること。
- (2) 同一内容で他の機関からの助成を受けていないものとする。
- (3) 柔整学校協会が実施する教員研修会において、その研究成果として講演・発表等を行い研究成果報告書の提出が可能なものとする。
- (4) 申請する研究が、「人を対象とし、その人権、個人情報に関する場合」は、申請者が所属する機関に設置された倫理委員会又は第三者の設置する倫理委員会の承認を受けているものとする。

(応募期間)

第5 応募期間は、令和4年5月9日（月）から同月31日（火）までとする。

※ 応募は柔整学校協会まで郵送とする。

2 原則として、実績報告後の学会等への発表は認めるものとする

(助成金の交付時期)

第6 助成金の交付時期は、令和4年8月上旬頃とする。

(財産の管理)

第7 要綱第21に掲げる助成対象物の管理は、次のとおりとする。

(1) 助成対象物は、管理者が指定した場所に備え、常に管理の状況を把握するとともに、他の設備、装置及び物品との区別ができるようにしておかなければならない。

(2) 助成対象物が破損した場合、速やかに修理を行い、目的に添った使用ができるように努めなければならない。

(帳簿類の整備等)

第8 助成金の交付を受けて実施した事業等については、収入及び支出を記載した帳簿並びに関係証拠書類及び助成対象物に関する台帳を備えておくとともに、助成金の交付を受けた場合は所定の会計処理を行わなければならない。

(取扱細則の改廃等)

第9 本細則の改廃は、柔整学校協会の理事会の議を経て会長が決定する。

2 この細則に定めるもののほか、事業の実施に必要な細目は会長が別に定める。

附 則

1 この取扱細則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和3年4月1日から施行した、公益社団法人全国柔道整復学校協会令和3年度学校運営改善等事業助成金交付要綱取扱細則は廃止する。